

利用できるサービス

施設サービス 要支援1・2の人は利用できません。

- 生活全般の介護が必要な人が利用する施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。

要介護1～5の人 ※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。



利用者負担のめやす（1日につき）

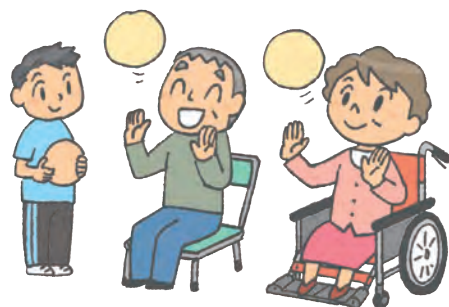
要介護度	多床室
要介護1※	589円
要介護2※	659円
要介護3	732円
要介護4	802円
要介護5	871円

- 在宅復帰を目指す人が利用する施設

介護老人保健施設（老人保健施設）

状態が安定している人が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや介護が受けられる施設です。

要介護1～5の人



利用者負担のめやす（1日につき）

要介護度	多床室
要介護1	793円
要介護2	843円
要介護3	908円
要介護4	961円
要介護5	1,012円

- 長期療養と介護を一体的に受けられる施設

介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

要介護1～5の人

利用者負担のめやす（1日につき）

要介護度	多床室
要介護1	833円
要介護2	943円
要介護3	1,182円
要介護4	1,283円
要介護5	1,375円

■部屋のタイプについて

- 従来型個室……………ユニットを構成しない個室
- ユニット型個室……………ユニットを構成する個室
- 個室……………壁が天井まであり、完全に仕切られている個室
- ユニット……………少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室により一体的に構成されているもの
- 多床室……………ユニットを構成しない相部屋
- ユニット型個室的多床室……………ユニットを構成し、壁と天井の間にすき間がある部屋

施設を利用したサービスの費用



施設を利用したサービスの場合、サービス費用の1割、2割、または3割、居住費等、食費、日常生活費が利用者の負担となります。

利用者負担

サービス費用の1割、2割、または3割

居住費等

基準費用額
があります

食費

基準費用額
があります

日常生活費

内容については、各施設にお問い合わせください

基準費用額

居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

■居住費等・食費の基準費用額（1日につき）

令和6年8月から 居住費等の基準費用額が変わります。【 】内は令和6年8月からの金額です。

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,006円 【2,066円】	1,668円 【1,728円】	1,668円(1,171円) 【1,728円(1,231円)】	377円(855円) 【437円(915円)】	1,445円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護の場合は（ ）内の金額になります。

居住費等・食費が軽減される場合があります

低所得の人が経済的理由で介護保険施設が利用できないことがないよう、申請して認められた場合は、居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。超えた分は介護保険の「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。

●負担限度額【1日あたり】

令和6年8月から 居住費等の負担限度額が変わります。【 】内は令和6年8月からの金額です。

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 生活保護の受給者	820円 【880円】	490円 【550円】	490円(320円) 【550円(380円)】	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、その他の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人	820円 【880円】	490円 【550円】	490円(420円) 【550円(480円)】	370円 【430円】	390円	600円
第3段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、その他の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円(820円) 【1,370円(880円)】	370円 【430円】	650円	1,000円
第3段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、その他の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円(820円) 【1,370円(880円)】	370円 【430円】	1,360円	1,300円

●（ ）内は介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

※第1～3段階②に該当しない場合でも、一定の要件を満たした場合、特例的に第3段階②の区分が適用になる場合があります。
上表の利用者負担段階に当てはまっても12のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

1 住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

2 住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が次の金額を超える場合

・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円 ・第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円

・第2段階：預貯金等が単身 650万円、夫婦1,650万円 ・第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円

※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）は上記にかかわらず、預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合。